

警察職員の休職の基準に関する条例

昭和 30 年 3 月 8 日

長崎県条例第 8 号

警察職員の休職の基準に関する条例をここに公布する。

警察職員の休職の基準に関する条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 27 条第 2 項の規定に基き警察職員(以下「職員」という。)の休職の基準に関する事項を定めることを目的とする。

(休職の基準)

第 2 条 職員が水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

2 前項の規定により休職にされた職員が、その休職の理由の消滅またはその休職の期間の満了により復職したときにおいて、定員に欠員がない場合にはこれを休職にすることができる。

3 法第 28 条第 2 項各号の一に該当して休職にされた職員が、その休職の理由の消滅により復職したときにおいて、定員に欠員がない場合にはこれを休職にすることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和 26 年長崎県条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の次に次の 1 項を加え、第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とし第 3 項を第 4 項とする。

2 警察職員の休職の基準に関する条例(昭和 30 年長崎県条例第 8 号)第 2 条第 1 項の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年をこえない範囲内において任命権者が定める。

同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 警察職員の休職の基準に関する条例第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当する場合における休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同条同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは任命権者が定めるものとする。